

羅臼町認証店制度 施行規則

(目 的)

第1条 この規則は、知床らうすブランド認証品をはじめとする羅臼町内で生産・製造された特産品を取扱い、羅臼町を積極的に応援する意欲のある町外事業者（小売業・飲食業・宿泊業を営む店）を羅臼町が認証店として登録し、羅臼町の食や観光等の魅力発信を町外から応援することで、羅臼町の地域振興を図るため、認証店登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第2条 認定基準は次のとおりとする。ただし、特に町長が認めたものであればその限りではない。

- ① 羅臼産の特産品を羅臼町内の事業者と積極的に取引し、店舗でのメニューに活用するなど羅臼産食材の利用実績があること。
- ② 店舗等において、羅臼町の魅力発信に貢献する意思があること。
- ③ 羅臼町商工会水産加工部会もしくは町内事業者の推薦があること。
- ④ 町長が特に必要と認めた事業者であること。

(申請・審査)

第3条 羅臼町の認証店登録を希望する町外事業者は、羅臼町認証店登録申請書（様式第1号）を羅臼町産業創生課へ提出する。羅臼町が認定基準に基づき審査できない場合においては、羅臼町商工会水産加工部会もしくは町内事業者へ意見を求めることができる。

意見を求められた羅臼町商工会水産加工部会もしくは町内事業者は、登録申請が認定に適するか否かの意見書を羅臼町産業創生課に提出する。

(認証登録)

第4条 町長は、前条の審査により羅臼町認証店として認定した場合は、事業者に対し認定証（様式第3号）を交付する。また宣伝資材を付与する。

(表示及び責務)

第5条 前条により認定を受けた事業者は、認定証を店内に掲示し、料理の品質維持や店舗の健全な運営に努めなければならない。

(有効期間)

第6条 認定期間は、原則認定を受けた当該年度から起算して2年間を経過した年度末までとする。更新手続きについては、実施要項に定める。

(調査)

第7条 町長は、本制度の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、予め対象となる事業者の同意を得てから現地調査を行うものとする。

(認定の取消し)

第8条 町長は、第4条により認定を受けた事業者から認定取り消しの届け出があったとき、または取り消しすべき重大な事由が生じたときは認定を取消すことが出来る。

(損害に対する責任)

第9条 羅臼町認証店は、料理あるいは加工品の提供において事故等が発生した場合、当該店舗を運営する事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、羅臼町はその原因の如何を問わず責任を負わない。

(その他)

第10条 この規則に定めのないもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規則は、令和2年 3月31日から施行する。